

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法施行条例施行規則（平成25年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）						
訓練科	訓練の対象となる技能及び知識	教科		訓練期間、訓練時間等	設備	訓練科	訓練の対象となる技能及び知識	教科		訓練期間、訓練時間等	設備
自動車科	自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	系	生産工学概論 電気及び電子理論 材料 自動車の構造及び性能 自動車の力学 製図 燃料及び潤滑油 安全衛生 関係法規	400 時間	[略]	自動車科	自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	系	生産工学概論 電気及び電子理論 材料 自動車の構造及び性能 自動車の力学 製図 燃料及び潤滑油 安全衛生 関係法規	390 時間	[略]
金型技術科	汎用工作機械、NC工作機械等による各種切削加工及び研削加工並びに特殊工作機械による精密加工及び非切削加工におけ	専攻科	切削加工法及び研削加工法 金型工作法 精密加工法 機械保全法	[略]	[略]	金型技術科	汎用工作機械、NC工作機械等による各種切削加工及び研削加工並びに特殊工作機械による精密加工及び非切削加工におけ	専攻科	機械加工法 金型工作法 精密加工法 機械保全法	[略]	[略]

る技能並び にこれに関 する知識	
[略]	

[略]

別表第2 (第3条関係)

訓練科	訓練の対象となる技能及び知識	教科	訓練期間、訓練時間等	設備
-----	----------------	----	------------	----

[略]

電子技術科	[略]	電子計測	アナログ	385 時間	[略]
	情報信号の伝送、加工等に関する設計、調整等における技能及びこれに関する知識	電子回路	デジタル		
電子技術科	[略]	電子回路	電子デバイス	500 時間	[略]
	技能及びこれに関する知識	電子回路実験	デジタル電子回路実験		
[略]					
電気技術科	[略]	電気・電子計測	電気回路	500 時間	[略]
	電気エネルギーの生成、伝送等に関する設計、調整等における技能及びこれに関する知識	電気機器	パワーエレクトロニクス工学		
電気技術科	[略]	電気回路実験	電子回路実験	500 時間	[略]
	技能及びこれに関する知識	電気機器実習	パワーエレクトロニクス実習		
[略]					

[略]

る技能並び にこれに関 する知識	
[略]	

[略]

別表第2 (第3条関係)

訓練科	訓練の対象となる技能及び知識	教科	訓練期間、訓練時間等	設備
-----	----------------	----	------------	----

[略]

電子技術科	[略]	電子計測	アナログ	350 時間	[略]
	情報信号の伝送、加工等に関する設計、調整等における技能及びこれに関する知識	電子回路	デジタル		
電子技術科	[略]	電子回路	電子デバイス	525 時間	[略]
	技能及びこれに関する知識	電子回路実験	デジタル電子回路実験		
[略]					
電気技術科	[略]	電気・電子計測	電気回路	490 時間	[略]
	電気エネルギーの生成、伝送等に関する設計、調整等における技能及びこれに関する知識	電気機器	電力工学		
電気技術科	[略]	電気回路実験	電子回路実験	490 時間	[略]
	技能及びこれに関する知識	電気機器実習	電力設備実習		
[略]					

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に自動車システム科又は金型技術科において普通課程の普通職業訓練を受けている者に係る普通課程の訓練基準については、この規則による改正後の職業能力開発促進法施行条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に電子技術科又は電気技術科において専門課程の高度職業訓練を受けている者に係る専門課程の訓練基準については、改正後の規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。